

岐阜県地域福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援するために策定した岐阜県地域福祉支援計画（以下、「県計画」という。）の推進、見直し等について意見交換を行うために、岐阜県地域福祉推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の推進、見直しに関すること
- (2) 県計画の進捗に関すること
- (3) その他地域福祉の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、構成員の互選により選出する。
- 3 委員長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は健康福祉部地域福祉課長（以下、「地域福祉課長」という。）が招集する。

- 2 地域福祉課長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 協議会の委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康福祉部地域福祉課に置く。

- 2 事務局は、必要に応じて関係課を招集し、連絡会議を開催することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、地域福祉課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年8月22日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

岐阜県地域福祉推進協議会 委員一覧表

所 属 等	分 野
中部学院大学 代表	学識経験者
岐阜大学地域協学センター 代表	学識経験者
岐阜県社会福祉協議会 代表	地域福祉
岐阜県民生委員児童委員協議会 代表	地域福祉
岐阜県老人クラブ連合会 代表	高齢福祉
岐阜県障害者社会参加推進センター 代表	障がい福祉
NPO法人くすくす 代表	児童福祉
岐阜県小中学校長会 代表	教育
岐阜県社会福祉法人経営者協議会 代表	事業団関係者
岐阜県自治連絡協議会 代表	地域住民代表
一般社団法人みさと愛の会 代表	地域住民代表
岐阜県市長会 地域福祉担当課長	行政
岐阜県町村会 地域福祉担当課長	行政

計13名